広報 じょうよう 特集号

発行 城陽市
編集 国保医療課

国保だより

6/15
平成30年（2018年）

じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999 へ

平成30年度国民健康保険料のしくみ
国保が守るみんなの健康

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費（税金）によって医療費がまかなわれています。市では、平成30年4月1日現在で、11，772世帯、18，908人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40歳～64歳までの国保加入者に係る介護保険（第2号被保険者）の分です。

それぞれの負担の考え方は、医療分の保険料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について負担しあうものです。

医療分と支援分、介護分をあわせた保険料の額は「平成30年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」により、6月15日付けで世帯主あてに通知します。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成30年度保険料の単価や率は、表（1）をご覧ください。

「所得割」は加入者の前年の所得金額に応じて負担していただくもの、「均等割」は世帯の加入者の人数に応じて負担していただくもの、「平等割」は加入世帯に均一に負担していただくものです。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。

医療分、支援分、介護分それぞれの賦課限度額は表（1）のとおりです。

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成30年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表（1）・表（2）、表（3）を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

ただし保険料のうち介護分については、40歳になる月（月の初日生まれの人は前月）から65歳になる前月（月の初日生まれの人は前月）までの分を納めていただきます。

40歳になるときは40歳になった月の翌月に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」を送付しますが、65歳になるときはあらかじめその月数を見込んで保険料の通知をしていますので、65歳になっても「国民健康保険料納入決定・更正通知書」は送付しません。

75歳になることによって国保から後期高齢者医療に変わる人は、75歳になる月の前月までの保険料で計算して通知しています。

保険料の軽減

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は表（3）をご覧ください。

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成30年度過年度新規分」として賦課されることになります。通知書は、過年度新規分と平成30年度分の2通または3通送付される場合があります。

保険料の特別徴収

平成30年度の保険料の特別徴収（年金からの天引き）が、平成30年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収の対象は、
○国保加入者全員が65歳以上の世帯
○年金支給額が年額18万円以上の世帯
○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない世帯

この3つの条件をすべて満たす世帯主（国保加入者）です。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替で納付できます。

表（1）平成30年度保険料の料率

区分		平成30年度	平成29年度	差引
医療分	所得割率	8.09%	8.28%	△0.19%
	均等割額	22,150円	23,630円	△1,480円
	平等割額	25,210円	26,840円	△1,630円
	賦課限度額	580,000円	540,000円	40,000円
支援分	所得割率	2.87%	2.87%	0%
	均等割額	7,820円	7,880円	△60円
	平等割額	8,900円	9,100円	△200円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	0円
介護分	所得割率	2.69%	3.12%	△0.43%
	均等割額	7,760円	8,570円	△810円
	平等割額	6,100円	6,920円	△820円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

表（2）平成30年度保険料の計算方法

保険料＝医療分＋支援分＋介護分

医療分・支援分・介護分 ＝ 所得割額（加入者全員の賦課総所得金額 ×所得割率）＋ 均等割額（加入者数×均等割額）＋ 平等割額

※賦課総所得金額＝総所得金額－基礎控除金額（330,000円）
※介護分は、40～64歳までの国保加入者にかかります
※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

（例）世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合（妻・子の所得はないものとします）

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料（合計）
３３万円	7割	27,400円	9,600円	4,100円	41,200円
１１４万円	5割	111,300円	39,400円	28,700円	179,400円
１８０万円	2割	192,200円	68,000円	50,600円	310,200円
３００万円	－	307,600円	108,900円	85,600円	502,100円
６００万円	－	550,300円	190,000円	160,000円	900,300円

表（3）平成30年度保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
７割軽減	〔３３万円〕以下
５割軽減	〔３３万円＋２７．５万円×加入者数〕以下
２割軽減	〔３３万円＋５０万円×加入者数〕以下

高額療養費の自己負担限度額が変わります

制度改正により平成30年8月診療分から、**70歳以上のみなさんの高額療養費の自己負担限度額が変わります。**

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になった場合、定められた自己負担限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。自己負担限度額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

なお、70歳未満の人の自己負担限度額は変更ありません。

■自己負担限度額（70歳以上の人の場合）

○平成30年7月診療分まで　（月額）

適用区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得145万円以上の人	57,600円	80,100円＋（医療費-267,000円）×1％〈多数回44,400円※2〉
一般	課税所得145万円未満の人（※1）	14,000円〈年間上限14万4,000円〉	57,600円〈多数回44,400円※2〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円

○平成30年8月診療分から　（月額）

適用区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費-842,000円）×1％〈多数回140,100円※2〉	
	課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費-558,000円）×1％〈多数回93,000円※2〉	
	課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費-267,000円）×1％〈多数回44,400円※2〉	
一般	課税所得145万円未満の人（※1）	18,000円〈年間上限14万4,000円〉	57,600円〈多数回44,400円※2〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円

※1　世帯収入の合計が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含みます

※2　過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収（年金からの天引き）により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

口座振替への変更は

①金融機関への届出
・通帳、通帳届出印
・被保険者証または平成30年度国民健康保険料納入決定・更正通知書

②国保医療課への届出
・被保険者証
・はんこ
・口座振替依頼書控

が必要です。

7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

国保料の納付は口座振替で

口座振替（自動払込み）を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください（廃止の場合は、現在利用している金融機関などの窓口で手続きをお願いします）。

また、市役所窓口にて「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」を実施しています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込が窓口でできるサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▼利用できる金融機関
京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される「短期被保険者証」の交付になります。

この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合の相談先 京都地方税機構〔☎(46)6568〕をご案内しています。保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課にご相談ください。

また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、被保険者証ではなく「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課にご相談ください。

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人（給付制限を受けている人は除く）が対象です。必ず納期限内（当初賦課分は6月29日まで）に、国保医療課にご相談ください。

○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人　○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人　○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人　○給付制限を受けている人（例・拘置所などに拘禁されている人）

※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます

※減免の可否については市の基準に基づき審査します

70歳以上の負担割合

70～74歳の人の窓口負担は、次のとおりとなっています。

○誕生日が昭和19年4月1日以前の人…負担割合は1割（現役並み所得者は3割）

○誕生日が昭和19年4月2日以降の人…誕生日の翌月（ただし誕生日が1日の人はその月）から2割（現役並み所得者は3割）

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、効き目や安全性が実証されているお薬（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。市では国民健康保険加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付していますので参考にしてください。

※薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額は先発医薬品使用時と変わらなかったり、逆に上がったりすることもあります。切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

各種がん検診受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで（子宮頸がん検診・乳がん検診は12月28日まで）実施しています。受診時点で国保に加入している場合、窓口で負担した受診費用は、国保から還付します。ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の西暦奇数年生まれの女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の西暦奇数年生まれの女性です。還付手続に必要な「受診費用助成申請書」（ハガキ）が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください（子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券が届いている人は、無料クーポン券で受診してください）。

※無料クーポン券について詳しくは保健センター〔☎(55)1111〕へお問い合わせください

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査（特定健診）を実施しています。対象者には個別に通知しています。

国保の加入者は受診費用が無料です。日ごろの健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。

※被保険者証を持参のうえ受診してください

※市の実施する人間ドックの受診補助をご利用になった場合、特定健診は受けられません

還付金詐欺にご注意ください！

市職員や日本年金機構などの職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。

市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。

また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、次の点を心がけてください。

①あわてない、動揺しない
②必ず本人や関係行政機関に連絡する
③振り込む前に家族に相談する
④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください

問消費生活センター☎(56)4052　城陽警察署☎(53)0110

人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果について

4月11日～20日に募集した平成30年度の人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果は下表のとおりです。定員を超える多数の申込がありましたので、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定しました（申込者全員に結果通知を送付しています）。

抽選の際の優先順位は次のとおりです。

① 平成29年度落選した人
② 平成29年度申し込みをしていない人
③ 平成29年度当選したが、キャンセルした人
④ 平成29年度当選し、受診した人

※今年度75歳になる人は、高齢者（75歳以上）の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてとなりますので、②に該当します

なお、<u>人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができません</u>のでご注意ください。

平成30年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者		高齢者（75歳以上）	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	351人	210人	155人	85人
脳ドック	149人	100人	170人	80人
人間ドック・脳ドック併用コース	881人	460人	432人	190人
合計	1,381人	770人	757人	355人